



ジャーマンアイリス
画・加納忠

大阪から公害をなくす会

〒540-0026 大阪市中央区内本町2-1-19 内本町松屋ビル10 370号

TEL 06-6949-8120/FAX 06-6949-8121

E-mail : oskougai@coast.ocn.ne.jp URL <http://oskougai.com/>

発行責任者 金谷 邦夫 年間購読料一部2,000円(送料共)

共謀罪と公害環境運動

弁護士 村松 昭夫

「共謀罪」の重大な問題性

5月23日、自民、公明、維新などの各党は、衆議院本会議で「共謀罪」（テロ等準備罪）を新設する法案の採決を強行しました。

この法案に関しては、すでに基本的人権の根幹である「思想・良心の自由」を侵害する点、政府が制定の必要性として主張している「テロ対策のため」などの説明が誤魔化しである点など重大な問題性が指摘されています。そして、公害環境運動との関係で重要なのは、この法案が監視社会を作り出す、「もの言う市民」を威圧するものであるという点です。

「共謀罪」は、公害環境運動、市民運動に対する威圧

多くの公害環境問題（大気汚染、原発事故、地球温暖化など）は、行政施策の誤りや大企業のもうけ優先の産業活動によって引き起こされたものです。それ故、公害環境運動は、必然的に行政に政策転換を求め、大企業に公害発生・環境破壊の防止を強く求めることとなります。公害のないより良い環境を求め、そのための運動を行うことは住民、市民の当然の権利です。

ところが、現在でも「共謀罪のある現実」が先取りされているような警察による住民運動の監視活動が行われています。

中部電力の子会社の風力発電計画を考える勉強会を開いた住民ら4名が、大垣署によって日常的に監視され、収集された個人情報や会社側に提供されていたという事件も発生していますし、関西電力高浜原発の地元である福井県高浜町・音海地区が「原発運転延長反対」の決議を上げると、その直後に、県警が住民を訪ねるといった威圧的行動を行ったことも報告されています。

では、「共謀罪」が制定されたらどうなるのでしょうか。元北海道警釧路方面本部長の原田宏二氏は、共謀罪は「計画」しただけで犯罪が成立することになるので、これまでよりも早い段階から警察は捜査に動くことになり、「共謀罪」は「組織犯罪集団」なる団体が対象となるので、「共謀罪」を摘発するためにはその団体の構成員一人一人の個人情報が集められることになるとその危険性を警告しています。現に、金田法務大臣も、参議院での審議で、環境や人権の保護を掲げる団体も「共謀罪」の対象となり得ることを認めています。そして、「組織犯罪集団かどうか」「怪しい」「危険だ」と判断するのは警察です。公害環境運

動や「もの言う」市民運動への威圧と監視が一層強化されることは明らかではないでしょうか。

市民運動の自由こそ民主主義の要諦

4月25日の衆議院での参考人質疑において、漫画家の小林よしのり氏は、「何事もなく暮らしていた市民が、ある時「もの言う市民」に変わらざるを得なくなることがある。その機会を保障するのが民主主義の要諦だ」と言っていました。公害環境裁判は、それまで普通に生活してきた市民が、大企業や行政の公害発生、環境破壊にやむにやまれぬ思いで「もの言う市民」に変わり、裁判に立ち上がりました。それが行政の政策を転換させ、大企業に公害対策を取らせました。普通の市民が「もの言う市民」に変わったからこそ、わが国の公害環境政策を大いに発展させることができたのです。それがわが国の公害環境裁判、運動の歴史的教訓です。市民運動が豊かに発展してこそ民主主義社会は発展し、その自由を保障することこそが民主主義の要諦なのです。「共謀罪」はまさに民主主義の要諦を根底から覆すものです。

各種世論調査でも6割が「今国会で成立させるべきでない」と答えており、日増しに「共謀罪反対」「監視社会を許すな」の世論が広がっています。

公害環境運動も、「もの言う市民」として「共謀罪」反対の闘いに合流していきましょう。